平成３１年　第２回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３１年　２月２８日（水）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員７名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

　　農業委員

　　 １番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　　 ３番　森　淸一

　　 ５番　宇治橋　俊美　 ６番　二宮　國光　　 　７番　松崎　久範

　 会長　坂本　弘志

　　農地利用最適化推進委員

　　 １番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ３番　山口　裕三

　　 ５番　永友　定己　　 ６番　木浦　由子　　 　７番　宮越　美秋

　　 ８番　橋口　卓史

４．欠席委員

　　 なし

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第５号　　農地移動適正化あっせん事業について

第５　　議案第６号　　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　議案第７号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認

について

 第７ 議案第８号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について

　　第８　　議案第９号　　非農地証明交付申請の承認について

　　第９　 議案第１０号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

　　第１０　議案第１１号　農地の貸借料情報提供について

　　第１１　議案第１２号　平成３１年農作業標準賃金の承認について

６．事務局職員　　事務局長　　横山　英二　　　局長補佐　　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　　兵藤　衣重　　　主　　査　　佐野由美

（開会１４時００分）

［事務局］

　ただ今から平成３１年第２回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

［議長］

本日は農業委員、７名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

なお、農地利用最適化推進委員７名全員が出席です。

本日は農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、宜しくお願いいたします。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１２条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、２番・幸妻正浩委員・３番　森淸一委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日２月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　はい、事務局です。資料の２ページをお開きください。まず、２月の業務報告を行います。

　主なもののみ、説明させていただきます。

業務報告【２月】

　６日（水）・農地あっせん委員会を行っております。松崎委員と宇治橋委員に出席して頂いております。

７日（木）～８日（金）・で予定しておりました、視察研修でございますが、人数が揃わなかった為、残念ながら中止とさせていただきました。

１４日（木）・株式会社○○○○さんの「○○○○」栽培説明会が、中尾公民館で行われました。松崎委員と三笠補佐が出席しております。

１４日（木）・高鍋町農業者年金受給者協議会役員会及び意見交換会が行われました。会長と事務局全員が参加しております。

１５日（金）・平成３１年第１回高鍋町議会臨時会が行われております。私が出席いたしました。

１８日（月）・平成３０年度農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会が

宮崎の方で、行われております。９名参加して頂きました。有難うございました。

２１日（木）・現地調査を行っております。

２２日（金）・平成３０年度第３回農業委員会会長及び事務局長会議が、宮崎の方で行われておりまして、会長と三笠補佐が出席しております。

２８日（木）・本日でございますが、平成３１年第２回高鍋町農業委員会総会が行われております。同じく今日ですが、総会終了後に第４回農業経営改善等対策会議が行われます。新規１名の方の審査と聞いております。

次に、３月の業務計画でございます。

業務計画【３月】

５日（火）・平成３１年第１回高鍋町議会定例会となっております。予定では２０日までとなっております。農業委員会に関する質問は、中村議員から非農地判断関係の質問が出ております。あと農業関係の質問では日高議員と杉尾議員から出ておりまして、日高議員は豚コレラ対策と羽根田辺りの貯め池の話と法人化の話です。それと杉尾議員からは口蹄疫と豚コレラ等の防疫関係の質問が出ております。

２２日（金）・現地調査を予定しております。

２８日（木）・第３回の高鍋町農業委員会総会を予定しております。

以上でございます。

[事務局]

３ページをお開きください。「県進達経過報告」を申しあげます。

５条・１件。２月１４日付けで許可となっております。

続きまして、４ページ、５ページをお開きください。「農地法第３条の３の規定による届出書について」です。

２件の届出が出ております。取得事由はいずれも相続によるもので、あっせんの希望はございません。ご確認ください。

[事務局]

　６ページをお開きください。「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、ご覧のとおりです。本日の議案第１０号に関連しております。ご確認をお願いいたします。

[議長]

　ただ今の報告並びに２ページから６ページについて、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

　日程第４・議案第５号　「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、申し上げます。

　１番。平成３１年１月３０日。売渡及び貸渡の申し出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○○○番。地目・畑。面積・５，４１３㎡。

　２番。平成３１年２月２０日。売渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○○○番○○。地目・田。面積・１，４２３㎡外１筆。

　この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

　ただ今説明が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、あっせん委員の指名をいたします。

　１番　売渡及び貸渡申出　担当委員　６番　木浦由子推進委員

　　　　　　　　　　　　　順番委員　１番　松井正一郎推進委員

２番　売渡申出　　　　　担当委員　５番　永友定己推進委員

　　　　　　　　　　　　　順番委員　２番　永友祥一推進委員

　宜しくお願いいたします。

　続きまして、日程第５・議案第６号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　１２ページをお開きください。議案第６号　「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

１番。無償移転。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。地目・畑。面積・９３９㎡。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転でございます。場所はですね、○○〇になりますが、国道１０号線から東へ○○○○○○と消防団の○○○○があります。その近くを日豊本線が通っておりますが、その踏切を通って、跨いだ所に○○〇から○○〇や新富の○○〇に行く道が、北か南かに通っています。その○○○から踏切を渡って南へ３００ｍ位行った所の西側になります。道路沿いから１０ｍ位竹やぶを入った所の畑で、３０ｍ位の真四角の畑でございます。

　○○○○さんは、この２、３年、体の調子が悪いので、農業をやめておられます。そこで、この畑を処分したいという事で今回の申請となっております。

　土地代は無償という事になっております。

　譲受人の○○○○さんは、現在１１ｈａ位の田畑を耕作されております。この畑では、人参・甘藷等を作っていかれるそうです。

　以上です。

[議長]

　松井推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員１番]

　ございません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１３ページをお開きください。農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　譲受人は、○○、○○〇地区において水稲・人参・甘藷を栽培しております。今回の申請は譲受人の経営規模拡大で、人参や甘藷を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。有償移転。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。地目・田。面積・７３１㎡。譲渡人・○○○○○。譲受人・○○〇。

　この件につきまして、二宮委員お願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　場所ですが、○○の○○○○から、すぐ横の道路を南に向かって進み○○〇を越えて、すぐ左側に曲がる道路がありますが、その道路を左折しましてすぐ左側の水田です。

　申請理由は規模拡大になっておりまして、この水田取得後の作付面積は、水田が３２ａ。それから畑が甘藷・玉葱等で１０９ａとなります。

　価格は、７３１㎡で○○○○円丁度です。反当に換算しますと約○○○○円という事になります。

 　以上です。

[議長]

　永友祥一推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員２番]

　ありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１４ページをお開きください。農地法３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　譲受人は、○○〇地区において水稲・甘藷・玉葱・甘藷や玉ねぎの苗を栽培しております。今回の申請は譲受人の経営規模拡大で、水稲を栽培する予定となっており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　３番。

[事務局]

　３番。有償移転。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。地目・畑。面積・２，８２３㎡外１筆。譲渡人・株式会社　○○○○○○。譲受人・株式会社　○○○○○○。

　この件につきまして、大福委員お願いいたします。

[議長]

　１番。

[１番]

　事務局がありました場所の説明をいたします。○○・○○線の○○バス停の十字路を○○方面に向いて左折。さらに２つ目のＴ字路を左折。道なりに１.５Ｋｍ位進むと○○〇○がございます。その○○○〇の農場の南側と言えばよいでしょうか、位置します２筆になります。現在、雑草地となっており、数年、耕作が無い状況ですので耕耘機等の牧草植栽となります。パトロール強化を行い注視していきたいと思います。

　この対価は、○○〇円となっております。

　以上です。

[議長]

　山口推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員３番]

　特にありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１５ページをお開きください。農地法第３条の調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　株式会社　○○○○は、平成○○年１月に設立された農地所有適格法人であり、現在、○○〇に田３０．３ｈａ、畑２２ｈａの経営地があります。申請地では牧草を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

　以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　日程第６・議案第７号　「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

　１番。

[事務局]

　事務局。１６ページをお開きください。議案第７号　「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」

１番。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。畑。１９０㎡。申請人・○○○○。転用目的は一般個人住宅です。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　１８ページを見てください。この略図を縦長に見ていただくと、手前の方が○○○○から高鍋駅に向かう道路です。○○〇を越えて更に駅に向かって進みますと、間もなく“○○”という信号がありますけれども、その信号の１００ｍ先を左折して突き当たりを更に左折した所です。この地図を見て頂きますと分かりますように“○○〇”のすぐ裏手になります。内容は追認の申請です。親が４０年以上も前に建築した家とその家が建築されている土地を、平成２６年に相続したところ、その土地が農地であった為に、今回、転用の申請をしているというものです。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は、都市計画用途区域・第１種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地である事から、第３種農地と判断されます。第３種農地は転用許可の対象です。それから、事前着工になっていますので、顛末書並びに始末書が添付されております。

　以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告がおわりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第８号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　２１ページをお開きください。議案第８号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。畑。４９㎡外１筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は倉庫の設置・通路・駐車場・作業場です。

　担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。○○○○さんから○○さんへの所有権移転と追認となりますが、農地の転用の許可申請でございます。

　申請地は○○〇でございます。先程、３条で説明しました○○○○さんの畑から南へ５０ｍ位行った所になります。丁度西側、道路沿いでございます。この畑の上には２４６．１８㎡の倉庫が建っております。○○○○さんの父親の○○○○○さんが許可なく建てられたもので、○○さんが亡くなられた後、○○さんがこの倉庫を機械の保管場所として借りておられたものです。それを○○さんが、○○さんに売却するというものです。

　金額は土地代が○○〇円。登記費用が○○○円。総額○○○円となっております。

　２５ページを開いて頂くと、既存の倉庫が建っており西側には雑木がありますが、その雑木は転用後に伐採するということです。自家用車の駐車場・農業用機械の清掃点検及び農業用資材置き場としての作業場、また、駐車場・既存倉庫への進入通路として使用したいということでございます。

　この件は追認ということもあり、始末書も提出されると思います。また、通帳も添付されております。あと、排水につきましては現況とおりで、敷地内の自然浸透及び道路側溝へ排出することになっております。生活排水・汚水等は発生しないそうです。隣接面におきましては、所有者が譲受人であり、雨水につきましては現状どおりで問題ないとの同意書が添付されております。

○○さん、○○さん両人から始末書が提出されております。また通帳のコピーも添付されております。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は過去の公共工事の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。第２種農地は転用許可対象となります。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○〇字○○〇○番〇。畑。１，５６３㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・有限会社○○○○　代表取締役　○○○○○。転用目的は太陽光発電施設です。

　担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。○○○○さんから有限会社○○○○への所有権移転と、農地転用許可の申請でございます。場所は、今、地番で申しました所から南下しまして、○○○○の入り口となります。その南側と道路を挟んで東側には住宅がございます。西、北は水田でございます。これは○○○○さんが、太陽光発電施設を設置するものでございます。費用価格が自己資金としまして○○○〇円。土地購入費が○○〇○円。土地の造成費が○○○○円。機械工事費用が○○○○円。合計で○○○○円となっております。

　その図面が３１ページになります。これは太陽光施設の設置であり、新たな汚水、排水の発生はないという事で、雨水等は自然浸透により現状とかわりません。土地の造成は整地、転圧のみでございます。土地の境界には畝状に段差が付くように造成し、敷地以外には雨水等の流出が無いように造成しますということです。被害等があった場合には、随時対応しますという確約書も添付されております。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は、過去の公共工事の実績もない小集団の生産性の低い農地である事から、第２種農地と判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。

　事業費につきましては、宇治橋委員より説明がありましたが、事業費を上回る金融機関の残高証明書が添付されており、資金面につきましては特に問題は無いと考えらます。それから、１０kw以上の太陽光発電にかかる設備認定通知書及び九州電力の工事期間限定駐車が提出されております。なお、申請者に対し、近隣への住民への対応を確認したところ、事業内容の説明を実施し同意を得ているという返答を確認しております。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第８・議案第９号　「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　３２ページをお開きください。議案第９号　「非農地証明交付申請の承認について」

　１番。農地の所在・大字○○〇字○○〇○番〇。畑。１５，０３９㎡。所有者・○○○○。非農地の事由は農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であるためです。

　担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　５番。

[５番]

　説明いたします。申請地は○○〇地区より南に○○〇・○○〇がありますが、そこから南に４００～５００ｍ位行った所になります。面積は広いのですが、一応経過を説明いたします。○○さんは、昭和４９年に農業をする為に○○市から○○〇に転入されております。そこで当時、山林でありました２町５反の土地を求められて買われたそうです。元々、登記上は山林でありましたが、昭和５０年に酪農をする為に牛舎を建設しようと山林の造成を行いましたが、地域環境等を考慮し牛舎建設を断念されました。このうち１ｈａはなんとか畑として使えるようにはなりましたが、ここは現在、茶畑になっております。残りの１町５反は、地形的に段差があり粘土質で山砂利が多く、登記が困難であったこともあり整地できなかったので放置されていました。

　この土地は元々、２，５ｈａのうちの１筆の山林でありましたが、その土地は昭和５４年の国土調査の時に１筆調査ですかね、１ｈａが畑となっていた事から、２．５ｈａ全部が畑となっている事に気づき何とか畑にしようと、前向きな性格もあり、平成１５年頃、当時の防災ダムの整備により、残土の搬入もしましたが、石も混じり量的にもほど遠く、結局、畑にする事はできなかったという事でございます。

全体的な図面が３４ページを見て頂くと分かると思いますが、この赤い斜線の部分が１町５反でございます。この赤印の【申請地】と書いてある方が北になります。下の方が南で四角が畑になります。この赤線の湾形になっている所が、造成した２町５反の内の１町でございます。残った赤線の所が１町５反あるという事でございます。それとこの上の線と１町５反の部分には４～５ｍの段差があり、それが次のページにあるのがこの土地の半分です。区画割りしてある所が全部山になります。それとこちらも山になりますけど。次の３６ページがこの土地の半分で、○○○○○番６が当時造成した土地でございます。今は、シャワーパケットになっておりますが、これが法務局の謄本を見ますと、平成９年９月に分筆されております。この畑とこの赤い残った土地との段差が５～６ｍは有るかと思われます。それと山との段差もやはり５～６ｍは有ると思います。この先この土地を畑にするのは難しく、非農地にして頂きたいという事で、申請が上がっております。また、今まで荒らしていたという事で、始末書も添付されております。

以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　その土地が森林の様相を呈している等、農地に復元する為の物理的な条件整備が著しく困難な状況であることから非農地判断が可能であると考えます。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第９・議案第１０号　「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　すみません。説明に先立ちまして議案の訂正がありますので、お伝えします。４１ページをお開きください。利用権設定の２番です。地目の現況が樹園地とされているものが３筆ありますが、これを全て３筆とも畑に訂正をお願いいたします。

　続いて次の４２ページですが、３番の地目の現況が樹園地になっておりますが、これを全て畑に訂正をお願いいたします。

　訂正は以上です。有難うございました。

　それでは、３８ページに戻りまして、所有権移転の説明をさせて頂きます。

　１番。農地の所在・大字○○〇字○○〇○番○○。地目・畑。面積・２，５２５㎡外２筆。所有権を移転する者・○○○○　○○○○。所有権の移転を受ける者・有限会社　○○○○。

　担当の山口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員３番。

[推進委員３番]

　現況はですね、そこの○○○を上がった所の○○商店の所を左に曲がって、一番奥の方に行きますと、○○があります。その○○の前の広い畑になります。

　これは特例事業によって４年１０ヶ月前に借りて、４年１０ヶ月後に買うという事で、借り受けた所です。４年１０ヶ月の期限が今年の３月３１日になっております。その時に○○さんが買うということです。購入価格は○○○○円です。現在は牧草が植えられております。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○〇字○○○○番〇。地目・畑。面積・９６２㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・有限会社　○○○○○。

　担当の山口推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員３番。

[推進委員３番]

　この現地はですね、毛作の○○を左に行った所で○○の畑の前になります。

全部、芝が植わっています。それで、筆数が５反位で１１筆ある所です。そこの真ん中の１反位の所になります。そこを全部○○〇さんが使っている状態です。面積としては１反に近いのですが、価格が○○円で取引されております。

相場としては60万円以上ということで、なぜなのかを考えた時に、他の買いたい人が買えない状況であるということです。現在、○○〇さんは色々なところを購入していますが、すごく安いという状況が起こっています。染ヶ岡は白菜やキャベツを作っている所は、１反が○○円以上するということです。１町で○○〇円です。○○〇さんでみると１反が○○～○○円で、１町で○○〇～○○〇円。こういう状況を引き起こしている○○さん。こういうのを放置しておいていいのかという事と、農業委員会は、農地の価格の差が出ないように監視する役目もあると思うのですよね。○○〇さんは○○○町以上持っています。これからもそういう状況が続いて行くし、現在も進行中ということです。何か手立ては無いものかと思ったりもします。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。

[議長]

　５番。

[５番]

　いいですか。私達は“あっせん”で、いろいろとやってきましたが、売り手と買い手の話の中で、農業委員としても“あっせん委員”としても高い価格を言って上げたいのですが、なかなか噛み合わない事もありまして。

　おそらくこれは、単独でされたものだと思います。“あっせん委員会”の中で話すならそういう議論にもなってくるんですが。やはり安すぎると思います。今後“あっせん委員会”の中でも評価価格を高く上げて売買していかなくてはと私は思っています。

[議長]

　その他はございませんか。

[議長]

　３番。

[３番]

　宇治橋委員が言われたように、価格的にはそういう変化が出てくると思います。特に売りたいというのと、どうしても欲しいというのでは、価格に20万円位の差がでてくるのかなとは思います。この場合状況が分かりませんが、どうしても売ってしまいたいという事になれば、こういう価格や状況も致し方がないのかなとは思います。何をしてきた処で許される許されんということではなくて、どうしても処分したいということであれば、こういう価格も出てくるのではないのかと思います。

[推進委員３番]

　それが部分的なものだったらですが、蔓延してくると常套手段として使うような状況がでてくるのは、あまり良くないなと思います。ここだけでは無いということです。

[議長]

　２番。

[２番]

　私も同意見です。と言いますのは、今後“あっせん”がかなり出てくるかなとは思いますが、その“あっせん”に対して前例を作る、数字的にも前例を作るという事にもなりますので、本人同士の話合いの中で決まった単価については、法的なものは無いと思うんですがね。今後の私達の課題かなと思っています。

　以上です。

[議長]

　今、２つの意見がありましたが、まず、これは個人間の取引の中で交渉で売り買いの話がまとまったものだと思います。価格で考えるともう少し高い方がいいとは思いますが、売る方がこれで納得されたのであればと思いますし、“あっせん委員会”での案件であれば価格も把握できますが、個人間での価格の設定となりますとその方達に任せるしかありません。しかし、今後は色々な情報を得ながら、注視していかなくてはと思っています。

[議長]

　６番。

[６番]

　そもそも間違いがあるんじゃないですか。この基盤強化法を使うときには、事前に決まっているということを、公の場で言えないのじゃないですか。担当者どうですか。基盤強化法は既に話のついているものは、適用するなと書いてあるのじゃないですか。私の頭の中には、それが入っていますけどね。

[事務局]

　既に決まっているものを適用するなというものは、“あっせん”ではないでしょうか。

[６番]

　今、“あっせん”の話をしているんじゃないの。

[事務局]

　これは、“あっせん”によるものではありません。

[議長]

　個人売買です。個人の話合いで上がってきた案件です。

[６番]

　ああ、そうですか。分かりました。

[議長]

　推進委員３番。

[推進委員３番]

　その前の話がありまして、○○さんは、農業委員が誰であるのか推進委員が誰なのかを、全く知りませんでした。何回か役場に来て、直接、○○さんと話をする事になったそうです。決まった後に僕の所に来られ、こんなものなのですかね。と、言われました。○○さんは公務員でしたから、土地の値段や相場をご存知なかったようでした。何もかも決まった後に来られて、随分と安かったけど、こんなものかねと言われたので、いいえ、それは違います。私も２回程、審議してもらったけど、その値段ではありません。なぜ、私の所に見えなかったんですかと聞くと、知らなかったということでした。何度か役場に出向かれているので、その時に事務局の方が私に言ってくれれば、手を打てたかもしれませんが、もう既に決定した後でしたので、どうにもならなかったです。

　以上です。

[事務局]

　すみません。○○さんが役場に来られた時に私が対応させて頂きました。少し補足の説明をさせて頂きます。この農地を○○〇さんが作っているという事で、○○さんのご主人になりますが、○○〇さんに何度も足を運ばれて、この農地を買ってもらえませんかという話をされたそうです。なかなか社長に会えなかったので、事務員の方に電話を下さるように伝えていたそうですが、電話がこないので、少しご立腹のご様子で農業委員会にみえました。別の人に売りたいから“あっせん”の申し出をしますということでした。

　私共は、“あっせん”の申し出を受けた時に、やはり現在の耕作者の方の権利を大事にしますので、耕作者の方に購入意志はないですかという事も確認します。○○〇の社長はお忙しい方なので、私のほうから連絡をとらせて頂いたところ、連絡がとれました。去年の３月に近隣の農地を○○〇さんが買われまして、そこの所有者が、○○さんのご親戚にあたる方でして、そのご親戚の方から○○〇さんが買ってくれたという話を聞いていると言われまして、だから、私も買って欲しいということでした。先程、森委員からの意見で買って欲しいと言って買うのと、是非買いたいというのでは価格が違ってるところもあるのかなと言われておりましたが、今回は○○さんが、是非、買って欲しいという申し出に基づく売買です。それで、○○〇の社長に連絡をとりましたところ、やはり他の農地との整合性ですね。近くの農地は金額を合わせないと、ここはいくらで買ったという話が回るから、合わせないといけないというお話でした。私も正直な感想として低いなという気持ちはありました。高鍋町内は反当40～60万円が目安ですが、○○〇の社長が、去年の３月の価格に合わせたものでということでしたので、計算したものをお伝えしました。その時に山口推進委員に入って頂いて、少しでも価格が上がるように調整した上で、丁度、○○○○の送電線の保証金の話もあり、保証金を受け取った後の売り渡しであれば、○○さんも身入りが多くなるので、○○〇さんが言われてる金額でいいですという事で今回の議案となりました。

　以上です。

[議長]

　経緯が分かりましたのでこれでいいでしょうか。

[推進委員３番]

　今の整合性という型でいうと、整合性に合ってないですよね。○○さんの自分の畑の中での整合性ですよね。周りとの整合性ではないですよね。あそこは○○円でやっているのに、ここは○○円というのは全く整合性がないですよね。２反前後の回りを買ったと。安くで買ったと。それに対する整合性ですよね。周りに対する整合性は全くないですよね。整合性という言葉で、辻褄を合せようとしている事がおかしいですよね。

[議長]

　現在時点では、○○さんはその金額で納得されているので。

[推進委員３番]

　仕方がないですよね。決まった事だから。

[５番]

　これはですね。私達も“あっせん”の時に○○〇さんとの交渉もした事がありますが、送電線が通った所は保証料が支払われる為、土地の評価が下がります。その点で土地代を値切られるというか。そういう事がありました、過去の

“あっせん”で。

[議長]

　送電線が通った所は、保証料を貰って売買するということですね。

[推進委員３番]

　その保証料は、どのくらいですか。

[５番]

　反当○○円位ではなかったでしょうか。

[推進委員３番]

　それでも安いですよね。

[２番]

　私のところの地域でも、昭和６０年位だと思いますが、地役権設定で○○との契約があったんですが、その時は反当100万円でした。今はどの位かは分かりませんが。地役権は契約した以降の保証金ですから。永遠とした保証金ですから、例え50万としても80万としても、九電としては安いですよね。１回きりですが，地上を買い取る訳ですから。それに伴って地役権の事が先程でましたが、私も相談を受けました。中間管理機構を通して農地を借りた。そこに○○の地役権が発生した。当然、保証金は地主さんにいくのですが、耕作者には何の連絡もないのかと問われた時に、返答に困ったのですが。中間管理機構が説明をするべきなのか、農業委員会が許可している訳だから農業委員会が説明をするのか、大きな違いが出てくると思うのですよね。総会が始まる前に地上権何メートルだったかなという事で、大根のやぐらですよね、あれは何メートルあるかなと松崎委員に聞いたら、６メートルから７メートルくらいだろうという事でした。地役権を設定することによって、地上に工作物をするという高さ制限というのがでてきます。例えれば、私が畑を借りてやぐらを作ろうとした時に、九電に申し入れをしなくてはならないと思うんですよね。その辺の説明責任というのは何処にあるんでしょうか。私も聞かれた以上、返答をしなくてはなりませんので。

[議長]

　事務局。

[事務局]

　これは推測で誠に申し訳ございませんが、高さ制限というのは、高圧電線までには随分と高さがある為、やぐら位では高さの制限には係らないと思われます。

[２番]

　分かりました。私が聞きたいのは、どちらが説明責任があるのかという事なんですが。

[議長]

　そこは、事務局で調べて返答するという事でよろしいでしょうか。

[２番]

　はい。

[議長]

　それでは、ここで決を採りたいと思います。

　本件原案とおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○字○○○○番。地目・畑。面積・３，８０３㎡外１筆。所有権を移転する者・有限会社　○○〇。所有権の移転を受ける者・公益社団法人　宮崎県農業振興公社。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

　説明いたします。○○〇さんから公益社団法人　宮崎県農業振興公社への特例事業の所有権移転です。場所は○○・○○〇の右側に“○○〇○”があり、更に西都に向けて北進すると左に○○○○右に○○〇○があります。そこを過ぎて、３００ｍ位の所を右に曲がり、更に２００ｍ位行った所の十字路を過ぎて、２００ｍ先の左側にハウスがあります。そこになります。

　○○〇さんは、マンゴーの栽培をやめるので公社に農地を売る事になりました。現状はマンゴーはありません。

　価格は○○〇円です。公社のほうから一括で支払われます。ハウスは含まれません。ハウスは本人同士で話し合いをするそうです。支払い期限は平成３１年３月２２日になります。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　４番。

[議長]

　４番。農地の所在・大字○○字○○○○番〇。地目・田。面積・１８６㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当の永友定己推進委員より、ご説明をお願いいたします。

［議長］

　推進委員５番。

[推進委員５番]

　説明いたします。この案件は所有権の移転です。○○○○さんから○○○○さんへの有償移転です。申請地は、○○公民館から南へ１００ｍで、○○○○番１で地目は水田で１８６㎡です。現在、キャベツが植えてありました。

　また、○○○○さんは、認定農業者で幅広く複合的な経営をされております。地区に於きましても有望な人材であります。

　最後になりましたが、金額は○○○○円との事でした。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　５番。

[事務局]

　５番。農地の所在・大字○○字○○○○番〇。地目・田。面積・４９８㎡外３筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当の宮越推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員７番。

[推進委員７番]

　説明いたします。これは基盤強化法を使った所有権移転です。○○○○から○○○○さんへの所有権移転です。○○さんは、認定農業者で白菜・キャベツ・早期水稲を栽培しております。申請地は“○○○〇”を北へ４００ｍ程進み東へ２００ｍ行った所にございます。現状はキャベツが植えてあり、収穫の最中でございました。長年に渡り作付けをされていた○○さんに購入の話があり、今回売買が成立しました。価格は○○〇円です。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　６番。

[事務局]

　６番。農地の所在・大字○○字○○〇○番。地目・田。面積・２３７㎡外３筆。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当の宮越推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員７番。

[推進委員７番]

　説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転です。○○さんは認定農業者でございます。早期水稲・ハウスミニトマト・飼料稲・米粉用の水稲等を作付けされています。また、○○さんから精米所経営を受け継がれております。○○さんは、○○さんの孫になります。申請地は○○○○入り口の交差点を○○方面に３００ｍ行った所に、○○○○がありますけども、それを西に直線で４００ｍ行った所が申請地となります。現状は○○○の○○○○番○○と○○○○○番○○の所は、ハウスが建っております。それと、○○○○番に対しましても、米の苗を作るハウスが建っている現状でございます。今は、水稲の苗が入ったりハウスの中にミニトマトが入ったりしておりましたが、去年の台風２４号で甚大な被害を受けてしまいましたので、今回、ブロッコリーを作付けされ、収穫が終わっている状況でございます。○○○○番の２３７㎡につきましては、自家野菜等を作付けされている状態でございます。○○さんが、米粉用の水稲を植え、また、粉末にする機械や麺を作る製造機や作業用倉庫を建て、６次産業化を目指しながら一生懸命頑張っている青年でもあります。今回はですね、○○○○さんから孫の○○○○さんに贈与という形で、所有権移転になりました。価格は、無償になっております。

以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に７番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が、私の○○である為、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に該当し、私につきましては、この案件に参加することが出来ませんので、会の進行を森副会長に交替し、退席いたします。

[議長代理]

　会長に代わり、議事の進行を行います。それでは早速、行いたいと思います。

　７番の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

　７番。農地の所在・大字○○字○○○○番〇。地目・畑。面積・５５３㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○。

　担当の宮越推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長代理]

　推進委員７番。

[推進委員７番]

　説明いたします。○○○○さんから○○〇さんへの所有権移転です。○○〇さんは、先月の認定協議会の中で、今回初めて○○での認定農業者という事で、認定を受け承認されたところでございます。ハウスきゅうり・早期水稲・飼料稲を栽培されております。

　申請地は、○○○○入り口交差点を○○方面に５００ｍ程行き、北に直進し２００ｍ程行った所になります。現状はロータリーがかけられて綺麗な状態でありました。元々、親の所有する土地が隣にあり利便性等を考えたところ、購入することになりました。今後は飼料稲を栽培されるということです。

　価格は、５５３㎡に対して○○〇○円です。

　以上です。

[議長代理]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　それでは、会の進行を坂本会長にお願いいたします。

[議長]

　次に利用権設定です。

　１番。

[事務局]

　１番。農地の所在・大字○○字○○○○番。地目・畑。面積・３，８０３㎡外１筆。利用権を設定する者・公益社団法人　宮崎県農業振興公社。利用権の設定を受ける者・有限会社　○○〇○○。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

　説明いたします。先程の所有権の案件です。公益社団法人　宮崎県農業振興公社から有限会社　○○〇○さんへの利用権貸借です。

　場所は先程述べましたので、省略いたします。○○○○さんは、４年１０ヶ月後に農地を買い入れます。賃借料は農地の売買価格の１％の○○○○円です。

１０ａ当たり○○○○円になります。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○〇○番〇地目・畑。面積・３７㎡外８筆。利用権を設定する者・○○〇。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

　説明いたします。期間満了に伴う利用権使用貸借の更新です。○○〇さんと○○さんは○○です。前回、決定時は白地４筆３条。青地５筆強化法と分けていたようですが、今回は全て強化法の設定といたしました。

　場所は、県道○○・○○〇の道を北進すると、高速の道路を潜ってすぐに○○のバス停があります。そこの手前の右側の道路を登って右側に農道を通ると、○○さんの家の東側になります。そこと○○のバス停を真っすぐ５００ｍ行くと、右側に○○〇○の横にあります。そこには大根が栽培されています。

　期間は１０年です。賃借料は無償となります。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○字○○○○番〇。地目・畑。面積・９３０㎡外４筆。利用権を設定する者・○○〇。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

　説明いたします。期間満了に伴う利用権賃貸借の更新です。前回平成２１年

決定時は、反当たり○○○○円の設定でしたが、数年前から○○○○円に下げてもらったとの事でした。前回は全て樹園地・お茶での利用でしたが、現在は１．５ａ程しか樹園地が残っておらず、そこについても今年中に抜根予定とのことでした。農地中間管理についても案件を話しましたが〇さんが、活用を希望されなかったので、強化法での更新となりました。

　場所は先程述べました、○○のバス停手前の右側の道路の右上になります。期間は１０年。賃借料は１０ａ当たり○○○○円です。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　４番。

[事務局]

　４番。農地の所在・大字○○字○○○○番○○。地目・畑。面積・１，５１０㎡外１筆。利用権を設定する者、○○○○。利用権の設定を受ける者・公益社団法人　宮崎県農業振興公社。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

 説明いたします。○○○○さんと○○〇さんは、平成３０年７月に農地中間での利用権設定をされています。今回は７月に利用権設定されたハウスについて、見込み以上に修繕費がかかる為、隣接の該当農地につきましても借りられるものです。ハウスが付属しています。

　○○〇さんは、○○町の認定農家です。場所は、○○・○○線を○○に向けて北進しますと、右側に“○○○○”があります。更にまっすぐ行くと、左に○○○○、右に“○○○○”があります。そこを右に曲がると３００ｍの左側の所にハウスがあります。そこになります。地目の一部分でＡに分けております。期間は５年。賃借料は○○○○円です。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　５番。

[事務局]

　５番。農地の所在・大字○○字ｍ〇○○○番○○。地目・畑。面積・２，３３２㎡。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・公益社団法人　宮崎県農業振興公社。

　担当の橋口推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　推進委員８番。

[推進委員８番]

　説明いたします。○○さんから公益社団法人　宮崎県農業振興公社へ利用権設定です。○○○○さんの畑が放棄地になっておりまして、○○○○さんの方から規模拡大の為、農地は無いでしょうかと尋ねられた事から、当該農地を紹介し公社を通して利用権設定を結びました。

　場所は○○・○○線を○○に向けて北進しますと、“○○○○”があります。登りきったところの十字路を右へ１００ｍ程進むと、大きな十字路があり、更に１００ｍ進んだ所の右側に太陽光があり、そこを過ぎて右側に行くと突き当たりに鶏舎があります。その横になります。現状は草が生えており、まだ耕作出来ない状態です。

期間は５年。賃借料は○○○○円です。１年目の賃借料は無償になります。

　以上です。

[議長]

　事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程第１０・議案第１１号　「農地の賃借料情報提供について」を、議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　４４ページをご覧ください。議案第１１号　「農地の賃借料情報提供について」です。

　農地の賃借料提供につきましては、農地法第５２条に基づいて行うものです。

農地法第５２条を読み上げます。「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況・借賃等の動向、その他の農地に関する情報の収集・整理・分析及び提供を行うものとする」とあります。

　昨年１月から１２月までの、農地法３条の許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。

　承認されましたら、ホームページにも掲載したいと考えております。

　ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

　補足になりますが、一番下に書いてありますように、この金額はあくまでも目安としてお示しするもので、実際には貸し手・借り手の双方で、よく話合いをして決めてくださいとあり、参考として情報提供するものであります。

[議長]

　事務局の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。

　はい、推進委員３番。

[推進委員３番]

　これを見るたびに、壁に貼るんですよ。私が農業を始めた頃と殆ど変っていないですね。検討しているのかというとしていないですよね。これでは、安すぎますよね。あぜぬり１ｍ50円。

[議長]

　ちょっと待ってください。議案第１１号です。

[推進委員３番]

　前ページの議案第１１号。あぁこれは妥当ですね。

[３番]

　水代は入ってないんですよね。

[事務局]

　これは賃借料です。

[議長]

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第１１・議案第１２号　「平成３１年農作業標準賃金の承認について」を、議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　４５ページをご覧ください。議案第１２号　「平成３１年高鍋町農作業料金（参考）案の承認について」です。

　この件につきましても、農地法５２条に基づき情報提供を行うものです。本案は１月１７日に開催された、西都・児湯管内農業委員会事務局長会議で、協議された結果をもとに作成いたしております。

　内容につきましては、一般作業８時間の金額を5,900円から6,100円に、時間賃金では１時間737円から762円に変更しております。

　こちらにつきましても、承認して頂いた後には、ホームページ及び回覧によって、情報提供を行うものです。

　ご審議のほど宜しくお願いいたします。

[議長]

　事務局の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。

　はい、推進委員３番。

[推進委員３番]

　先程申しましたように、全然変わってないんですよ。農業をやる者としては、

特に植代4,000円と書いてありますが、この金額では全く合わないというか。これでやってくれと言われる事があるんですが、これを基準にしてやりますが、植代の作業は時間もかかりますし、２反やるにしても半日以上かかります。もう少し検討して欲しいといつも思います。特にこれからは農業をやる人が減ってくるので、どうしても若い人に頼む事になります。若い人はこの料金でやるしかないので引き受けます。そうすると集中して依頼される事になり、体の心配をします。今、物価はどんどん上がって、人件費も上がっているのに、この農作業の料金だけは据え置きの状態です。きちんと協議して検討して承認をとっているのかなと思います。

[議長]

　今の意見の他にありませんか。

　推進委員２番。

[推進委員２番]

　去年まではですね、荒田から田植までというのが入っていたと思うのですが、

なぜ、消えたのかを教えてください。

[事務局]

　先程申しました、西都・児湯管内の事務局長会議で、合算した金額と整合性がとれない状況でして、他県を調べてみますと標記されている金額でしたので、

今回このように改めさせて頂きました。西都・児湯管内は全てこのような形に統一させて頂きました。

[議長]

　他にないでしょうか。

　６番。

[６番]

　１つ質問をして、後、何点かは文言の訂正が必要ではないかと思います。この表題ですね、（参考）と書いてあるのですが、参考だけではないですよね。強制的に縛りをかけているものがありますよね。この中に。言っている意味分かります。

[推進委員３番]

　分からない。

[６番]

　一般作業というのと時間賃金。これは最低賃金に基づいて計算しているのですよね。この762円。これは去年の１０月５日に決まってますね、宮崎県の最低賃金。それの８倍したのが、上の6,100円に丸めてあるんですが、要するに762円かける８時間なんですよ。そうするとね、この時間賃金というのは最低賃金というのは、農家の人が見た時に分からないのではないですかね。最低賃金法に基づく最低賃金という事が、時間賃金と書いてあるから分からないですよね。私は、最低賃金と書くべきだと思いますよ。そして、表題の（参考）というのをとって、時間賃金というのは最低賃金にして、一般作業のところも最低賃金を基にして８時間をかけているんで、ここも最低賃金と書くべきではないですかね文言は。それからですね、6,100円というのは、762×８で金額を丸めているんで、最低賃金だからこの金額より下回るなよと言っている訳だから、丸めないで端数１円単位まで出した方がいいと思いますよ。それからですね、改正している所はこの２箇所だけですよね。そしたら何故改正したのかを、一言書いた方が丁寧だと思いますよ。最低が変わったからこれを改正したのですよと書いた方が、丁寧ですよ。それからですね、基本的にはそういう事です。この案を了承するのはいいんですが、文言の修正を検討してやって頂きたいと思います。

　以上です。

[事務局]

　そういう指摘を踏まえて、ホームページには公表していきたいと思います。有難うございます。

[議長]

　その他ございませんか。

　一応、参考という事ですので、これを基にという事ですので。

[６番]

　参考というのは、この２つ以外は参考ですよという事を書かないとね、間違いになりますのでね。これは気を付けて頂きたいと思いますよ。

[議長]

　一般的に、6,100円とか時間給というのは農家さんの間でこれを参考にして頂く為のものですから。

[６番]

　参考というか、これを下回るものはいけませんよという事なんですよ。これはね、宮崎の労働局長が定めたものなので、これを下回ってはいけないんですよ。これより上ならいくらでもいいんですよ。

[議長]

　臨機応変にですね。

　その他よろしいでしょうか。

[推進委員３番]

　ちょっと待って。この承認についてというのは、我々が賛成したという事で配布される訳。

[議長]

　その通りです。

[推進委員３番]

　賛成してないですよね。

[事務局]

　申し訳ありませんが、これは議案になりますので議決権は、農業委員さんだけになりますので。ご了承ください。ご意見としては承りますが、議案の承認につきましては、議決権があるのは農業委員さんだけになりますので、ご了承ください。

[議長]

　それでは、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

[５番]

　ちょっと、いいですか。

[議長]

　はい。

[５番]

　私は考えていたのですが、議決権は推進委員さんにはないのですが、意見は出してもいいのではないかと思うのですが。発言はできないという事でしたが、

それを変えてもいいのではないかと。推進委員さんも意見を出してもいいのではないかと思います。

[６番]

　法律を変えないと、出来ないのじゃないですか。

[事務局]

　推進委員さんが意見が言えるのは、法律では自分が担当している区域の農地に関する事しか発言できないのですが、皆さんで協議して頂く時には、意見を発言されても問題はないと思います。ただ、議案の議決権に関しましては、農業委員さんだけという事をご了承頂ければと考えているところでございます。

[議長]

　事務局が言いましたように、皆で色々な意見を出し合って様々な考えを聞く事も必要であります。それでよろしいでしょうか。

　それではこれをもちまして、平成３１年第２回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１３時３８分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　議　　長　　　　　会　長

　　　　　　　　署名委員　　　　　２　番

　　　　　　　　署名委員　　　　　３　番